

○金融庁告示第二号
国土交通省

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）第六十九条第四項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所の場
所を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

金融庁長官 森 信親

国土交通大臣 石井 啓一

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館） 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課内

附 則

この告示は、公布の日から施行する。